

ポーランドの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ポーランド共和国（ポーランド語では「Rzeczpospolita Polska」）（以下「ポーランド」という）は、バルト海に面した大平原に位置する共和制国家である。周囲をドイツやロシア等の大国に取り囲まれており、とくに近代以降は、諸外国による侵略と国土分割という悲哀と苦難に満ちた歴史を有する。かつて14世紀から16世紀にかけては勢力を拡大し、1569年にはポーランド・リトアニア共和国という大国が成立した。しかし、その後は勢力が衰え、プロイセン、オーストリア及びロシアの3か国により国土を分割され、123年間もの間、ポーランドという国家は消滅していた。第1次世界大戦後、1918年には共和国として独立したが、1939年にはドイツとソ連にまたもや国土を分割され、さらに1941年にはドイツに占領された。第2次世界大戦では国民の5分の1を失った。戦後はソ連を中心とする共産主義陣営に属していたが、1989年には東欧諸国の中でいち早く非共産政権を樹立し、民主主義国家として、独自の道を歩み始めた²。その後もポーランドは「欧州への回帰」を目指し、1999年にはNATOに、また、2004年にはEUに加盟した。但し、ポーランドはまだユーロを導入しておらず、通貨はズウォティ（ポーランド語では「złoty」）のままである。

ポーランド法は、伝統的に、周囲の外国法の影響を強く受けてきた。とくにポーランドがプロイセン、オーストリア及びロシアの3か国により国土を分割されていた時代（1795年～1918年）には、ポーランドの西部ではドイツ法、南部ではオーストリア法、東部ではロシア法、中部ではフランスのナポレオン法典の影響を強く受けてきた³。フランスのナポレオン法典がポーランド中部で強い影響を及ぼしていたのは、ナポレオンがこの地域を占領してワルシャワ公国を建国してナポレオン法典を施行していたためである⁴。20世紀に入ってソ連を中心とする共産主義陣営に組み入れられた後はソ連法の影響を強く受けたが、1989年に民主化を果たしてからは西欧化が進んでおり、とくに2004年にEU加盟を果た

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「1989年」という年は、現在のポーランドにとって最も重要な年であり、憲法の前文においても特記されている（「1989年に祖国の運命について主権的かつ民主的に決定する可能性を回復した」）。

³ 鈴木輝二著「東欧法入門3 ポーランド」（『国際商事法務 Vol.10, No.10』（国際商事法研究所、1982年）所収）648頁。

⁴ 福島正夫著「最近の社会主義国民法」（『比較法学 第5巻 第1・2合併号：創立十周年記念号』（早稲田大学比較法研究所、1969年）所収）159頁。

した後はEU法の影響が強くなっている。

II 憲法

ポーランドは、1791年5月3日に、米国に次いで2番目に古い憲法を制定した。その後も、国家体制の変動に伴い、憲法の制定・改正を繰り返してきた。現行のポーランド憲法典は、1997年に採択されたものであり、全243条から成る⁵。ポーランド憲法典は、新しいものであるだけに、現代的な内容の規定が数多く盛り込まれている。

表1：ポーランド憲法典の主な体系

第1章 共和国		第1条～第29条
第2章 人及び市民の自由、 権利及び義務	一般原則	第30条～第37条
	個人的自由及び権利	第38条～第56条
	政治的自由及び権利	第57条～第63条
	経済的、社会的、文化的自由 及び権利	第64条～第76条
	自由及び権利の保護手段	第77条～第81条
	義務	第82条～第86条
第3章 法源		第87条～第94条
第4章 下院及び上院		第95条
	選挙及び任期	第96条～第101条
	下院議員及び上院議員	第102条～第108条
	組織及び活動	第109条～第124条
	国民投票	第125条
第5章 ポーランド共和国 大統領		第126条～第145条
第6章 閣僚会議及び政府 行政		第146条～第162条
第7章 地方自治		第163条～第172条
第8章 裁判所及び法廷		第173条～第174条
	裁判所	第175条～第187条
	憲法法廷	第188条～第197条

⁵ 本稿における憲法の内容の記述にあたっては、①小森田秋夫著「ポーランド共和国」(『世界の憲法集〔第四版〕』(有信堂、2009年)所収)、②在ポーランド日本国大使館作成「ポーランド共和国憲法 仮訳」(<http://www.pl.emb-japan.go.jp/seiji/documents/kenpou.pdf>)等を参照した。

	国家法廷	第 198 条～第 201 条
第 9 章 国家監査及び権利 擁護機関	最高監査院	第 202 条～第 207 条
	人権擁護官	第 208 条～第 212 条
	国家ラジオ・テレビ評議会	第 213 条～第 215 条
第 10 章 公共財政		第 216 条～第 227 条
第 11 章 非常事態		第 228 条～第 234 条
第 12 章 憲法改正		第 235 条
第 13 章 経過規定及び付則		第 236 条～第 243 条

1 統治機構

ポーランドは、立法権、執行権及び司法権の分立と均衡に基づく三権分立制を採用している（10 条 1 項）。立法権は、下院と上院が行使する。執行権は、大統領と閣僚会議が行使する。司法権は、裁判所と法廷が行使する（10 条 2 項）。

（1）立法権

ポーランドの立法府は、二院制が採られており、下院（セイム）と上院（セナト）により構成される（95 条 1 項）。下院には、上院よりも優越する地位が与えられている（例えば、法案の先議権（121 条 1 項）、法案の自動成立（121 条 2 項）等）。下院議員（460 名。96 条 1 項）と上院議員（100 名。97 条 1 項）の任期はいずれも 4 年である（98 条 1 項）が、下院議員の任期が短縮される場合があり（98 条 3 項・4 項）、その場合は上院議員の任期も短縮される（同条同項）。下院議員は比例代表制により選出される（96 条 2 項）。

（2）執行権

ポーランドの大統領は「共和国の最高の代表者」で且つ「国家権力の継続性の保証者」である（126 条 1 項）。大統領の任期は 5 年で、直接選挙により選出され、三選は禁止されている（127 条 1 項・2 項）。大統領は、憲法上、様々な権限を有する。例えば、対外関係における国家の代表として条約を批准等すること（133 条）、軍の最高司令官として軍を統制等すること（134 条）等である。

閣僚会議は、共和国の内政及び外交政策を実施する（146 条 1 項）機関として、さまざまな権限を有する（146 条 2 項～4 項）。閣僚会議は、首相及び閣僚により構成される（147 条 1 項）。首相は、大統領から指名され、また、閣僚会議の構成を提案する（154 条 1 項）。閣僚会議の構成員は、下院により監督され（95 条 2 項）、閣僚会議の活動及び個別の活動について、下院に対し連帯して責任を負う（157 条）。また、下院は、閣僚会議に対する不信任決議を可決した場合、大統領は、閣僚会議の辞職を受理し、下院により選出された新たな首相を任命し、首相の要請に基づき他の閣僚を任命する（158 条 1 項）。このように、ポーランド憲法典は議院内閣制を採用しているといえる。

(3) 司法権

司法権を行使する裁判所には、最高裁判所、通常裁判所、行政裁判所及び軍事裁判所がある（175条1項）。裁判官の独立に関する具体的な規定（178条～181条）の他に、全国裁判評議会に関する規定も置かれ、裁判所の自主と裁判官の独立を監視するものとしている（186条、187条）。

憲法法廷は、法律及び条約の憲法適合性等の審査を行う機関である（188条）。憲法法廷の判決は、一般的効力を有する（190条1項）。裁判所は、その係争中の事案の解決に必要な場合、法律及び条約の憲法適合性等に関する質問を憲法法廷に提出することができる（193条）。

国家法廷は、大統領、首相、閣僚、下院議員及び上院議員等の職務遂行の憲法適合性等の審査を行う機関である（198条）。

(4) その他の主な機関

国家監査院は、政府行政機関及び地方自治機関等の活動に対し、合法性、経済性、合目的性及び正確性の観点から検査する最高検査機関である（202条1項、203条）。

人権擁護官（オンブズマン）は、国家機関から独立した立場で、憲法等で規定された自由、人権及び市民の権利を擁護することを職務とする者である（208条1項、210条）。人権擁護官は、下院が上院の同意を得た上で、5年の任期で任命する（209条1項）。

(5) 国民投票

国家にとって重要な問題については、国民投票（レファレンダム）を実施することができる（125条1項）。国民投票は、下院が布告した後、投票権者の過半数が参加した場合、その結果に拘束力が認められる（125条2項）。

2 人権

ポーランド憲法典は、詳細な人権カタログを有している。ポーランド憲法典の規定する人権の範囲は広範であり、人権擁護官（オンブズマン）に援助を要請する権利についても規定されている（80条）。

ポーランド憲法典は、政党の設立と活動の自由を保障している（11条1項）。さらに、労働組合、農民組織、市民運動団体等の設立と活動の自由を保障している（12条）。但し、ナチズム、ファシズム、共産主義等の活動を綱領において標榜する組織の存在は、禁止される（13条）。

また、ポーランド憲法典は、経済活動の自由を保障しており（20条）、とくに所有と相続権を保障することについて明文規定を置いている（21条1項、64条）。

ポーランド国民の約90%はカトリック教徒であり、憲法典においても「カトリック教会」

及び「ローマ法王庁」について特記されている（25条4項）が、宗教に対する国家の中立性が明記され、他の宗教を信仰する自由も保障されている（25条1項～3項、53条）。

ポーランドでは、義務教育は「18歳」までとされている（70条1項）。公立学校における教育は無料とされている（70条2項）。児童の諸権利を保障するための規定も置かれている（72条）。

ポーランド憲法典には、日本国憲法には無い規定が、多く盛り込まれている。例えば、芸術的創造の自由、学術調査の自由、文化遺産の利用の自由（73条）、環境保護（74条）、住宅政策（75条）、消費者・利用者・賃借人の保護（76条）等である。

また、ポーランド憲法典は、国民の権利だけでなく、義務についても規定している。例えば、日本国憲法には無い規定として、国家に対する奉仕と忠誠の義務（82条）、祖国防衛義務（85条1項）、兵役義務（85条2項）、環境に配慮する義務（86条）等である。ちなみに、兵役義務に関しては、良心的兵役拒否が認められており、他の役務で代替することが可能である（85条3項）。

3 法令及び判決例

ポーランドの法源は、憲法、法律、批准された条約、決定及び地方法規である（87条）。

ポーランドの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。例えば、会社法、刑法等がある⁶。ポーランドの裁判所による判決例については、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。

4 欧州連合（EU）の影響

ポーランドは、EUの加盟国である。ポーランド憲法典の中でEUに関係する規定としては、90条（国際組織への権限移譲）と91条（条約と国内法との優先関係）とがある。

批准された条約は、官報による公告の後、ポーランド国内法秩序の一部となり、その適用が法律の制定に依存する場合を除き、直接適用される（91条1項）。法律による事前の承認に基づき批准された条約は、これが法律と合致しない場合は、その法律に優先する（同条2項）。ポーランド共和国により批准された国際組織設立条約が定めるときは、その組織により制定された法は直接適用され、法律に抵触するときでも優先する（同条3項）。

以上によれば、EUにより採択された規則は、ポーランドに直接適用され、ポーランドの国内法令に優越する。EUの指令がポーランドで法的効力を生じるためには、ポーランドで国内法化される必要がある。

しかし、ポーランド憲法典とEU法との関係については、ポーランド国内においても、さまざまな議論がなされている状況である。

⁶ ポーランドの制定法及び判決例の調査方法については、小森田秋夫教授の「ポーランド法の調べ方」というウェブページを参照されたい。

<http://ruseel.world.coocan.jp/HowToPolishLaw.htm>

Ⅲ 民法

前述したとおり、ポーランドがプロイセン、オーストリア及びロシアの 3 か国により国土を分割されていた時代（1795 年～1918 年）には、各支配国の法制度がポーランドのそれぞれの支配地域で適用されていた。即ち、概括的に言えば、プロイセンの支配地域では 1811 年のプロイセン一般民法典及び 1896 年のドイツ民法典が施行され、オーストリアの支配地域では 1811 年のオーストリア民法典が施行され、ロシアの支配地域では 1832 年のロシア民法が施行され、中部では 1804 年のフランス民法典（ナポレオン民法典）の影響を強く受けていた。その後、ポーランドは、一旦独立を果たしたときに、1933 年債務法典、1934 年商法典等を制定した。その後も、1945 年の人法、婚姻法、1946 年の家族法、後見法、物権法、土地登記法、相続法、1950 年の民法総則法等を制定した⁷。

ポーランドがソ連を中心とする共産主義陣営に組み入れられた後も、法改正作業は断続的に続けられた。現在においてもなお、ポーランドは、現代の民主国家にふさわしい民法典を策定すべく、ソ連法の影響を排除し、且つ EU 法に適合させるための改正作業を続けている。

Ⅳ 会社法

ポーランドに投資する外国企業の多くは、ポーランドに支店を開設するか又は子会社を設立することになる。支店は、外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するポーランド法人である。

表 2：ポーランドで設立が認められている主な会社⁸

名称	ポーランド語（略称）	説明
株式会社	Spółka akcyjna (S.A.)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は 100,000 ズウォティ。監査役会の設置義務がある
有限会社	Spółka z ograniczoną odpowiedzialnością (Sp. z o.o.)	出資額を限度とする有限責任。最低資本金額は 5,000 ズウォティ。場合によっては、監査役会の設置義務がある

⁷ 前掲・福島 160 頁。

⁸ 表 2 の作成にあたっては、『投資家ガイドブック ポーランドビジネスのハウツー』（PWC、2011 年）を参照した。

株式会社及び有限会社のいずれについても、株主は出資額の限度で責任を負う。有限会社に関する規制は、株式会社に関する規制をシンプルにし、個別の事情に応じることができるようにしたものである。資本金額はポーランドの通貨であるズウォティ (PLN) で決定される必要があるが、株式会社の場合は 100,000 ズウォティ、有限会社の場合は 5,000 ズウォティが最低資本金額とされている。

上記のとおり、株式会社と有限会社とでは最低資本金額には大きな違いがあるほか、全ての株式会社は監査役会の設置義務があるのに対し、監査役会の設置義務がある有限会社は一部のみである。これらのことから、大規模な会社であっても、あえて(株式会社ではなく)有限会社の形態が採られることが少なくないと言われている。

V 民事訴訟法

前述したとおり、ポーランドがプロイセン、オーストリア及びロシアの 3 か国により国土を分割されていた時代 (1795 年～1918 年) には、各支配国の法制度がポーランドのそれぞれの支配地域で適用されていた。即ち、概括的に言えば、プロイセンの支配地域では 1877 年ドイツ民事訴訟法典が施行され、オーストリアの支配地域では 1895 年オーストリア民事訴訟法典が施行され、ロシアの支配地域では 1864 年ロシア裁判所手続法典が施行されていた⁹。

その後、ポーランドは、一旦独立を果たしたときに、1930 年民事手続法典を制定した (1933 年 1 月 1 日施行)。この 1930 年民事手続法典に最も強い影響を及ぼしたのは、オーストリア民事訴訟法典であったが、これは、法典編纂に関与した者の多くが、オーストリア支配地域の出身だったからであった。1930 年民事手続法典は、処分権主義、弁論主義、直接主義及び集中主義等の原則に立脚するものであった¹⁰。しかし、ポーランドがソ連を中心とする共産主義体制に組み込まれた後は、ソ連モデルに近づける改正が行われた (1950 年及び 1953 年)。例えば、三審制から二審制への移行、素人裁判官の導入、検事の民事手続への介入の拡大といった点である。そして、その総仕上げとして、1964 年民事手続法典が公布された (1965 年 1 月 1 日施行)¹¹。

ポーランドが共産主義陣営から脱した 1989 年から、ポーランドの民事訴訟を現代の民主主義的な西欧モデルに近づけるための幾度も改正が行われてきた。近時では、①仲裁、②メディエーション、③手続遅延に対する特別の救済方法、④集団的手続といった点が改正の焦点とされてきた。また、最近は、EU法の影響が強くなってきていると言われている¹²。

⁹ キャロル・ヴァイツ著、森勇訳「ポーランド民事手続法の展開についての継受の意味」(『立命館法学 第 326 号』(立命館大学法学会、2009 年) 所収) 389 頁。

¹⁰ 前掲・ヴァイツ 390～391 頁。

¹¹ 前掲・ヴァイツ 393～394 頁。

¹² 前掲・ヴァイツ 397～405 頁。

VI 刑事法

前述した民法及び民事訴訟法と同様、ポーランドがプロイセン、オーストリア及びロシアの3か国により国土を分割されていた時代（1795年～1918年）には、各支配国の法制度がポーランドのそれぞれの支配地域で適用されていた。即ち、概括的に言えば、プロイセンの支配地域では1871年のドイツ刑法典が施行され、オーストリアの支配地域では1852年のオーストリア刑法典が施行され、ロシアの支配地域では1903年のロシア刑法典が施行されていた¹³。その後、一旦独立を果たしたポーランドにおいて法典編纂が進められ、1932年にポーランド刑法典が施行された。

ポーランドの現行刑事法制度を主に形作っているのは、1997年の刑法典、刑事訴訟法典及び行刑法典である（いずれも1998年9月1日施行）。

1997年刑法典は、以前の刑法典と比べ、自由刑の上限及び下限を低くしたこと、死刑を廃止したこと等の特徴を有する。その他、日本の刑法典と比べた特徴としては、①刑事処分に関する詳細な規定があること（39条～52条）、②保安処分に関する詳細な規定があること（93条～100条）、③用語法についても規定が置かれていること（115条）、④「平和及び人道に対する罪並びに戦争犯罪」に関する詳細な規定があること（117条～126条）、⑤「自らがH I Vに感染していることを知りながら、他人をその感染の直接的危険にさらした者は、3年以下の自由刑に処する。」との規定を有していること（161条1項）、⑥「環境に対する罪」に関する詳細な規定があること（181条～188条）、⑦児童ポルノ犯罪に関する規定を有していること（202条3項）、⑧軍に関連する犯罪について非常に詳細な規定があること（317条～363条）等が挙げられる。

なお、1997年刑事訴訟法典については、故殺や強盗等の重大犯罪に限ってではあるが、起訴法定主義が採られている（10条）ことが注目される。

表3：ポーランド刑法典の主な体系¹⁴

総 則	第1章 処罰の基礎、第2章 犯罪遂行の形態、第3章 処罰の阻却、第4章 刑、第5章 刑事処分、第6章 刑及び刑事処分の量定の原則、第7章 累犯、第8章 保護観察処分、第9章 犯罪の競合、刑の結合及び刑事処分の結合、第10章 保安処分、第11章 時効、第12章 有罪判決の失効、第13章 外国で行われた犯罪の処罰、第14章 本法の用語法、第15章 特別法との関係
--------	--

¹³ A. J. シュヴァルツ著、西原春夫監訳『ポーランドの刑法とスポーツ法』（成文堂、2000年）3頁。

¹⁴ 表3及び刑法に関する本文の記述にあたっては、山中敬一・葛原力三監訳「ポーランドの一九九七年新刑法典（翻訳）（一）～（三）」（『関西大学法学論集 第50巻第2号～第4号』（関西大学法学会、2000年）所収）を参照した。

各 則	<p>第 16 章 平和及び人道に対する罪並びに戦争犯罪、第 17 章 ポーランド共和国に対する罪、第 18 章 国防に対する罪、第 19 章 生命及び健康に対する罪、第 20 章 公共の安全に対する罪、第 21 章 交通の安全に対する罪、第 22 章 環境に対する罪、第 23 章 個人の自由に対する罪、第 24 章 良心の自由及び信教の自由に対する罪、第 25 章 性的自己決定及び風俗に対する罪、第 26 章 家族及び保護権に対する罪、第 27 章 名誉及び身体の完全性に対する罪、第 28 章 労働者の権利に対する罪、第 29 章 国家及び地方自治機関の活動に対する罪、第 30 章 司法に対する罪、第 31 章 選挙及び国民投票における罪、第 32 章 公の秩序に対する罪、第 33 章 情報の安全性に対する罪、第 34 章 文書の真正に対する罪、第 35 章 財産に対する罪、第 36 章 経済取引に対する罪、第 37 章 通貨及び有価証券の流通に対する罪、第 38 章 軍人に対する一般諸規定、第 39 章 就役義務に対する罪、第 40 章 軍紀に対する罪、第 41 章 上官の義務に対する罪、第 42 章 武器及び軍用品の取扱いの諸原則に対する罪、第 43 章 職務遂行の諸原則に対する罪、第 44 章 軍の財産に対する罪</p>
--------	---

Ⅶ 参考資料

以上、ポーランド法の概要を簡単に紹介してきたが、ポーランド法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等は相対的に少ない。しかし、脚注に記載した文献・論文等は参考となろう。また、とくに刑事法の分野に関しては、山中敬一・葛原力三監訳「ポーランドの一九九七年新刑法典（翻訳）（一）～（三）」等により、日本語でかなり詳しい情報を入手することができる。これに対し、民法の分野に関しては、残念ながら、日本語の文献は非常に少ない。

英語による情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: An Overview of Polish Law」等が参考になる¹⁵。

ポーランドでは、1997年に現在の法制度が整えられ、しかも西欧の法理論を成文法の中に取り入れているため、内容が現代的で且つ進取の精神に富むものとなっている。これは、非常に羨ましいことである。これに対して、我が日本では、明治時代や戦後間もない頃に作られた法制度が現在でも基本的には通用しているが、いかんせん内容が抽象的で古過ぎる。法理論を積み重ねていけばいいという考えもあろうが、条文内容とかけ離れた法理論は、積み重ねるにも限度がある。今一度、日本の法制度をどのようにしていくのがよいのかという点について、国民各自が考えてみる必要があると思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.42 No.1』（国際商事法研究所、2014年、原題は「世界の法

¹⁵ <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Poland1.htm>

制度〔欧州編〕第16回 ポーランド〕。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。